

「空家等対策の推進に係る特別措置法」の概要 (2015(平成27)年5月26日 完全施行)

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要

【施策の概要】

- 国による基本指針の策定・市町村による計画策定等
 - 国による空家等に関する施策の基本指針の策定(5条)
 - 市町村による空家等対策計画策定(6条)、協議会の設置(7条)
 - 都道府県による市町村に対しての技術的助言、援助等(8条)
- 空家等についての情報収集
 - 空家等への調査(9条)
 - 所有者等の調査のための固定資産税情報の内部利用(10条)
 - 空家等のデータベースの整備等の努力義務(11条)
- 空家等及びその跡地の活用
 - 空家等及び跡地に関する情報提供等活用のための対策(13条)
- 特定空家等に対する措置
 - 助言指導、勧告、命令、代執行の実施(14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等
 - 国等による空家対策施策費用の補助その他税制上の措置

空家対策の体系

【組織・計画】

- 2015(平成27)年8月に「横浜市空家等対策協議会」を設置し、これまでに協議会を14回開催
- 2016(平成28)年2月に「横浜市空家等対策計画」を策定し、2019(平成31)年2月に「第2期横浜市空家等対策計画」を策定

○ 横浜市空家等対策協議会

- 専門的な視点から多角的な議論を行うため、幅広い分野の学識者や専門家等から委員を選出
 - ⇒ 協議事項(横浜市空家等対策協議会運営要綱第2条)
 - 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
 - その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

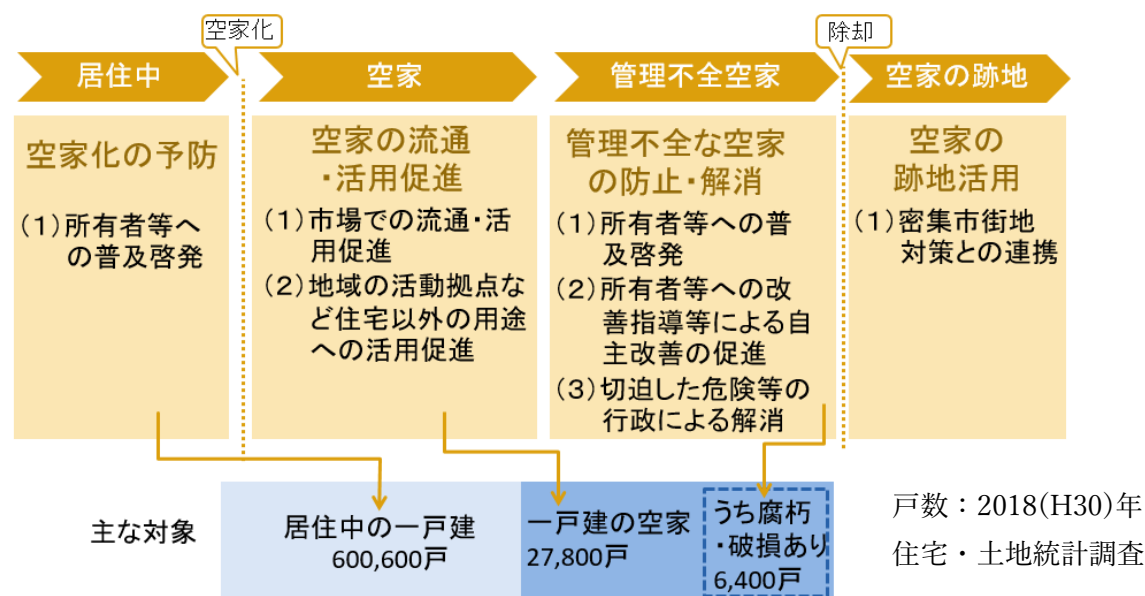
○ 横浜市空家等対策計画

- 目的：空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、横浜市の基本的な取組姿勢や対策を示した計画
- 位置づけ：空家法第6条に規定する空家等対策計画
- 計画期間：2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間
- 対象：市内の一戸建ての空家



【取組(4つの柱)】

- 「第2期横浜市空家等対策計画」では、取組の4つの柱である「空家化の予防」、「空家の流通・活用促進」、「管理不全な空家の防止・解消」、「空家の跡地活用」について、関係区局や専門家団体等が連携して総合的な空家等対策をより一層推進



具体的な施策

空家等対策の体系	具体的な施策
①空家化の予防	(1)空家条例による所有者の適切な管理の義務化(2021(R3).3制定 2021(R3).8～施行) (2)空家に関する相談窓口、相談会・セミナー (3)パンフレットを使用した普及啓発
②空家の流通・活用促進	(1)空家に関する相談窓口、相談会・セミナー【再掲】 (2)空家活用のマッチング制度※ (3)専門相談員派遣制度※ (4)空家改修等補助金※(地域貢献型・子育て住まい型) (5)空家活用スタートアップ支援事業補助金 (6)空家の流通・活用マニュアル (7)空き家の発生を抑制するための特例措置
③管理不全な空家の防止・解消	(1)管理不全空家所有者への専門相談員派遣 (2)適切な管理の依頼通知、案内送付 (3)住宅除却補助制度 (4)空家条例による危険回避措置等
④空家の跡地活用	(1)防災広場としての跡地活用

※2021(R3)年度事業開始

◆空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 計画期間
- 空家等の調査に関する事項
- 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3～4 (略)

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。